

生駒市訓令甲第2号

生駒市情報セキュリティ対策基準及び生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準及び生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長事務部局の課」の次に「、市民活動推進センター」を加える。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第2条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「清掃リレーセンター所長」を「市民活動推進センター所長、清掃リレーセンター所長」に改める。

第5条第2項の表中「主幹」の次に「、課長補佐」を加える。

第7条第4号中「なること」の次に「(次条第3号に係るものを除く。)」を加える。

第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 軽易な要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃に関すること。

第9条第1項第4号及び第7号中「2,000万円未満」を「3,000万円未満」に改める。

第10条第1項第13号及び第16号中「1,000万円未満」を「2,000万円未満」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(市民活動推進センター所長の専決事項)

第24条の2 市民活動推進センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 市民活動推進センターの維持管理に関すること。

別表の4の表第1号中「10万円未満」を「100万円未満」に改め、別表の5の表第1号中

「

3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	200万円未満	150万円未満	
-----------	-----------	---------	---------	---------	--

」

を

「

5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	100万円未満
-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------

」

に改め、同表第2号中「扶助費」の次に「、補償補填及び賠償金（公債費に限る。）」を加え、「150万円未満」を「300万円未満」に、「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同表第3号中

「

150万円未満	
---------	--

」

を

「

300万円未満	100万円未満
---------	---------

」

に改め、同表第4号中「3,000万円未満」を「5,000万円未満」に、「1,000万円未満」を「2,000万円未満」に、「500万円未満」を「1,000万円未満」に、「200万円未満」を「500万円未満」に、「

「150万円未満」を「300万円未満」に、「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同表第5号中「150万円未満」を「300万円未満」に、「5万円未満」を「100万円未満」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。